

J R A - U M A C A の利用に関する約定 新旧対照表

改正後	現 行
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条</p> <p>(1) [略]</p> <p>┆</p> <p>(3) 本約定において「キャッシュレス投票契約」とは、会員が J R A - U M A C A を利用してキャッシュレス投票に対応する端末 (以下「<u>キャッシュレス対応端末</u>」) といいます。) を通じて勝馬投票券の購入を申し込むために競馬会との間で締結する契約をいいます。</p> <p>(4) [略]</p> <p>┆</p> <p>(9) [略]</p> <p><u>(10) 本約定において「インターネット接続端末」とは、キャッシュレス対応端末のうちインターネットを利用してウェブサイトを通じて勝馬投票券の購入を申し込むための端末をいいます。</u></p> <p><u>(11) 本約定において「キャッシュレス端末」とは、キャッシュレス対応端末のうちインターネット接続端末を除いたものをいいます。</u></p> <p><u>(12) 本約定において「特定期間」とは、第13条の2に規定する勝馬投票券を購入できる上限額の設定の対象となる期間であって競馬会が別に定める期間をいいます。</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条</p> <p>(1) [略]</p> <p>┆</p> <p>(3) 本約定において「キャッシュレス投票契約」とは、会員が J R A - U M A C A を利用してキャッシュレス投票に対応する端末 (以下「<u>キャッシュレス端末</u>」) といいます。) を通じて勝馬投票券の購入を申し込むために競馬会との間で締結する契約をいいます。</p> <p>(4) [略]</p> <p>┆</p> <p>(9) [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
<p>(会員の識別)</p> <p>第6条 競馬会は、会員に貸与した J R A - U M A C A の番号及び前条第1項第3号の規定により会員が競馬会に通知した暗証番号又は同項第4号の規定により会員が競馬会に通知した静脈認証情報を照合することにより会員を識別するものとします。</p> <p>ただし、会員の識別において暗証番号又は静脈認証情報の照合を不要とすることを競馬会にあらかじめ通知した会員は、<u>インターネット接続端末により会員の識別を行う場合を除き</u>、当該暗証番号又は当該静脈認証情報の照合を省略することができます。</p>	<p>(会員の識別)</p> <p>第6条 競馬会は、会員に貸与した J R A - U M A C A の番号及び前条第1項第3号の規定により会員が競馬会に通知した暗証番号又は同項第4号の規定により会員が競馬会に通知した静脈認証情報を照合することにより会員を識別するものとします。</p> <p>ただし、会員の識別において暗証番号又は静脈認証情報の照合を不要とすることを競馬会にあらかじめ通知した会員は、当該暗証番号又は当該静脈認証情報の照合を省略することができます。</p>

(設定上限額に係る取扱い)

第13条の2 競馬会は、利用者からインターネット接続端末によりウェブサイトを利用して連続する中央競馬の開催日あたりの勝馬投票券を購入できる上限額（以下「会員設定上限額」といいます。）の設定の申請があったときは、速やかに利用者の会員設定上限額を設定します。

2 競馬会は、前項の規定により会員設定上限額を設定された利用者からの勝馬投票の申込みについて、その申込みの額が会員設定上限額からその申込みの日の属する連続する中央競馬の開催日のその申込みまでの購入金の合計額を減じた額にその申込みまでに購入した勝馬投票券に係る交付額を公表した返還金の合計額を加えた額を超える場合は、その勝馬投票の申込みを受け付けないものとします。

3 競馬会は、会員設定上限額を設定された利用者からインターネット接続端末によりウェブサイトを利用して会員設定上限額の解除または額の変更に係る申請があったときは、速やかに加入者の会員設定上限額の設定を解除し、または額を変更するものとします。

4 前項の場合において、競馬会は、最後に会員設定上限額を設定または変更した日（開催日前日のうち競馬会が別に指定した時間帯に設定または変更した場合は、その翌日とします。）以後180日を経過しない期間（競馬会が別に指定した日の時間帯を除きます。）になされた申請については、会員設定上限額を減ずるものを除き、申請を受け付けないものとします。

[新設]

(勝馬投票の方法)

第14条 利用者は、キャッシュレス投票により勝馬投票券の購入を申し込む場合は、キャッシュレス対応端末を通じてJRA-UMACAの番号及び暗証番号又は静脈認証情報並びにインターネット接続端末による場合は生年月日を競馬会に通知するものとします。

ただし、勝馬投票券の購入申込みにおいて、キャッシュレス端末を通じて利用者からの暗証番号又は静脈認証情報の通知を不要とすることを競馬会にあらかじめ通知した会員は、当該暗証番号又は当該静脈認証情報の通知を省略することができます。

(勝馬投票の方法)

第14条 利用者は、キャッシュレス投票により勝馬投票券の購入を申し込む場合は、キャッシュレス端末を通じてJRA-UMACAの番号及び暗証番号又は静脈認証情報を競馬会に通知するものとします。ただし、勝馬投票券の購入申込みにおいて、利用者からの暗証番号又は静脈認証情報の通知を不要とすることを競馬会にあらかじめ通知した会員は、当該暗証番号又は当該静脈認証情報の通知を省略することができます。

- 2 競馬会は、前項の規定による通知内容を確認した後、キャッシュレス対応端末に投票用残高を通知します。
- 3 利用者は、前項の規定による競馬会の通知を受信した後、キャッシュレス対応端末を通じて購入しようとする勝馬投票券に係る勝馬投票法の種類、競馬場名、競走実施日の区分、競走の番号、馬又は枠番号及び購入金額をキャッシュレス対応端末に入力し、これらを一括して競馬会の計算機に送信するものとします。
- 4 競馬会は、前項の規定による送信内容を確認した後、計算機にその内容を記録し、前項の送信を行った当該利用者に対してキャッシュレス対応端末を通じて競馬会が記録した当該申込み内容を通知するものとします。
- 5 利用者は、前項の規定による競馬会の通知を受信した後、キャッシュレス対応端末を通じて再度 J R A－U M A C A の番号を通知することにより、当該申込み内容の購入申込みを競馬会に行うものとします。
- 6 前項の規定による申込みが所定の条件を満たしたものであるときは、競馬会は、その申込みを受け付けるものとします。
- 7 第5項の規定による申込みが、所定の条件を満たしたものでないときは、競馬会は、1回当たりの全ての申込みを受け付けることなく、キャッシュレス対応端末にその旨を送信するものとします。

(勝馬投票券の売買契約の成立)

第15条 利用者と競馬会との間のキャッシュレス投票による勝馬投票券の発売に関する契約は、利用者がキャッシュレス端末により購入を申し込む場合は競馬会から貸与された J R A－U M A C A の番号及び暗証番号又は静脈認証情報（前条第1項ただし書の規定により暗証番号又は静脈認証情報の通知を省略した利用者にとっては、J R A－U M A C A の番号）が合致し、かつ、前条第5項の規定による申込みが競馬会の計算機に到達し、その競走の発売金として合算されたことが確定したときに成立するものとします。また、利用者がインターネット接続端末により購入を申し込む場合は競馬会から貸与された J R A－U M A C A の番号、暗証番号及び生年月日が合致し、かつ、前条第5項の規定による申込みが競馬会の計算機に到達し、その競走の発売金として合算されたことが確定したときに成立するものとします。

- 2 競馬会は、前項の規定による通知内容を確認した後、当該利用者に対してキャッシュレス端末を通じて投票用残高を通知します。
- 3 利用者は、前項の規定による競馬会の通知を受信した後、キャッシュレス端末を通じて購入しようとする勝馬投票券に係る勝馬投票法の種類、競馬場名、競走実施日の区分、競走の番号、馬又は枠番号及び購入金額をキャッシュレス端末に入力し、これらを一括して競馬会の計算機に送信するものとします。
- 4 競馬会は、前項の規定による送信内容を確認した後、計算機にその内容を記録し、前項の送信を行った当該利用者に対してキャッシュレス端末を通じて競馬会が記録した当該申込み内容を通知するものとします。
- 5 利用者は、前項の規定による競馬会の通知を受信した後、キャッシュレス端末を通じて再度 J R A－U M A C A の番号を通知することにより、当該申込み内容の購入申込みを競馬会に行うものとします。
- 6 [略]
- 7 第5項の規定による申込みが、所定の条件を満たしたものでないときは、競馬会は、1回当たりの全ての申込みを受け付けることなく、キャッシュレス端末にその旨を送信するものとします。

(勝馬投票券の売買契約の成立)

第15条 利用者と競馬会との間のキャッシュレス投票による勝馬投票券の発売に関する契約は、利用者が競馬会から貸与された J R A－U M A C A の番号及び暗証番号又は静脈認証情報（前条第1項ただし書の規定により暗証番号又は静脈認証情報の通知を省略した利用者にとっては、J R A－U M A C A の番号）が合致し、かつ、前条第5項の規定による申込みが競馬会の計算機に到達し、その競走の発売金として合算されたことが確定したときに成立するものとします。

2 競馬会は、前項の規定により利用者の申込みに係る契約が成立したときは、当該申込みに勝馬投票券番号を付した後、直ちに勝馬投票券を発売し、その旨を当該利用者に対して キャッシュレス対応端末 を通じて通知するものとします。

3 通信異常、機器故障その他の事由により前項の通知が キャッシュレス対応端末 に到達しなかった場合においても、その契約の成立には一切影響がないものとします。

4 [略]

5 [略]

2 競馬会は、前項の規定により利用者の申込みに係る契約が成立したときは、当該申込みに勝馬投票券番号を付した後、直ちに勝馬投票券を発売し、その旨を当該利用者に対して キャッシュレス端末 を通じて通知するものとします。

3 通信異常、機器故障その他の事由により前項の通知が キャッシュレス端末 に到達しなかった場合においても、その契約の成立には一切影響がないものとします。

4 [略]

5 [略]